

奈良県告示第九十九号

奈良県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十六号）第六条第二項の規定により、次のとおり奈良県収入証紙売りさばき場所の変更を承認した。

平成二十八年六月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

売りさばき場所を変更した 指定売りさばき人の名称	変更前の売りさばき場所	変更後の売りさばき場所
ジレン株式会社	大和高田市大字大谷七五 八番地	大和高田市大字大谷五六 〇番地一二〇